

入 札 説 明 書

この説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）、本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院臨床検査業務委託 一括入札

(2) 調達案件の予定数量

入札書別紙「検査項目一覧」（以下「検査項目一覧」という）のとおり

ただし、予定数量はあくまで予定であり、実際の依頼件数は増減することがある。

(3) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（4 年間）

(4) 履行場所

鳥取市江津 730 番地 鳥取県立中央病院

2 公告の日 令和 7 年 2 月 14 日

3 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等の健康診断・医療サービスに登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 日本医師会が実施する臨床検査精度管理調査に参加している者であって、その調査において、次の要件を満たしていること。

ア 直近の当該調査における評価 C は年間 6 件以下であること。

イ 直近の当該調査における評価 D はないこと。

(6) 日本総合健診医学会精度管理調査又は日臨技臨床検査精度管理調査に参加している者であること。

(7) 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく、衛生検査所の登録を受けていること。

(8) IS027001 認定又は日本情報処理開発協会が管理するプライバシーマーク認定を取得していること。

(9) IS015189 認定を取得していること。

(10) 発注は、株式会社 A&T CLINILAN の電子媒体による依頼への対応が可能であること。ただし、電子媒体による依頼が出来ない検査については、株式会社 A&T CLINILAN から出力されたワークシートによる依頼への対応が可能であること。

- (11) 結果報告については、全項目紙媒体により行うとともに、電子媒体によっても併せて行うこと。画像（蛋白分画、アイソザイム等）、専用報告書も画像としては電子媒体で行うこと。また、これらの電子媒体のデータは、株式会社 A&T CLINILAN にそのままインポートできる形式であること。ただし、検査項目一覧中の紙媒体欄に○印のある項目については、紙媒体の報告のみでも可とする。
- (12) 検体等の集配は、鳥取県立中央病院長が適当と認める手段及び方法により行うことが可能であること。
- (13) 検体検査委託に係る特殊容器（特殊試薬入り試験管等）を提供し、その使用分を容器費用として請求が可能であること。その他検査委託に係る保管・輸送容器（鳥取県立中央病院が使用している容器と同規格のものとする。）を負担することが可能であること。同規格の容器を負担しない場合は、日立アロカ LabFLEX2600 での分注が可能となるよう負担すること。なお、容器は契約履行開始前に仮の数量を納品し、その後は、毎月使用数量に応じて納品すること。
- (14) 検査項目一覧中のすべての検査委託予定項目が受託できること。なお、再外注も可能とし、その場合は検査項目一覧中の再外注先に業者名を記載すること。
- (15) 鳥取県立中央病院長からの要請があれば、日差の内部精度管理表を速やかに提出すること。
- (16) 本件業務処理のため当院システムへの接続に要する費用は受託者が負担すること。

4 契約する者

鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院長 廣岡保明

5 配布資料

- ・参加表明書 (様式第 1 号)
- ・入札書 (様式第 2 号)
- ・委任状 (様式第 3 号)
- ・質問書 (様式第 4 号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第 5 号)
- ・電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第 6 号)

6 契約担当部局及び入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院 事務局経営戦略課
電話 0857-26-2271 (内線 2775)

7 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

8 入札書の提出場所等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
令和 7 年 3 月 3 日 (月) 午後 2 時 30 分
鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院 7 階第 1 会議室
- (2) 郵便等による入札
不可とする。

9 入札者に要求される事項

- (1) 本件一般競争入札に参加しようとする者は、参加表明書（様式第 1 号）及び 3 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を 6 の場所に令和 7 年 2 月 21 日（金）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められたときは、それに応じなければならない。

1 0 入札及び開札

- (1) 入札金額は、各検査項目1件当たりの単価（以下「検査項目単価」という。）及び専用容器単価（以下「容器単価」という。）に1の(3)の委託期間における各検査項目の予定数量を乗じて得た額の合計額とする。
- (2) 検査項目一覧に記載する検査項目単価及び専用容器単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。
- (3) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (4) 入札後、本件公告及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出すること。
- (6) 入札者は、入札書の記載内容を末梢、訂正又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (7) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (8) 入札書及び委任状の様式は、様式第2号及び様式第3号とすること。
- (9) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県立中央病院長 廣岡保明」とすること。
- (10) 再度入札は2回をもって終了とする。（初度入札を含めて3回とする）
- (11) 不落札の場合には、随意契約とする。

1 1 入札の無効

- (1) 本件公告に示した競争入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札
- (5) 入札に関して不正のあった者の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

1 2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約単価に仕様書で示す予定数量を乗じて得た額に10パーセントに相当する額を加算した金額100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1 3 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

1 4 達内容に対する疑義

(1) 疑義の受付

本件入札に関するの質問は、質問書（様式第4号）を作成し、電子メール又はファクシミリ

により6の場所に令和7年2月19日(水)午後5時までに提出することとし、原則として訪問又は電話による質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和7年2月20日(木)までにインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)に回答し、入札日まで閲覧に供する。入札説明書等に対して疑義がある場合は、6の契約担当部局に説明を求めることができる。

1.5 落札者の決定方法

本件公告に示した案件を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

1.6 委託料の請求金額

契約書に記載した検査項目単価及び容器件数に処理又は使用件数を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を請求金額とする。なお、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てたあとに得られる金額をもって請求金額とする。

1.7 契約書作成の要否

要

1.8 手続における交渉の有無

無

1.9 その他

(1)落札者が免税事業者である場合は、入札終了後、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2)開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

(3)本件業務については、受注者の業務開始後の履行状況評価を定期的に行うこととしている。従って、履行状況が契約書に示した基準等と適合しないと認められるときは、業務の改善を指示し、その指示に従わない時は契約を解除するものとする。

(4)本件入札参加確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。

(5)契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者がいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア)暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ)暴力団員を雇用すること。

(ウ)暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。

- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに揚げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。
- (6) 12の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、6の場所に提出すること。
- (7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、6の場所に提出すること。なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。